資料 15-1

令和６年１０月７日

環境清掃部環境保全課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

第１　潮見駅前喫煙所で発生した事故

１　和解の相手方

船橋市民

２　事件の概要

(1)　発生年月日　令和６年６月４日

(2)　発 生 場 所　東京都江東区潮見二丁目７番１５号地先　潮見駅前喫煙所

(3)　事件の概要　潮見駅前喫煙所において、当該喫煙所内に置かれているベンチに座ったところ、座面から浮き出た釘が被害者のズボンに引っ掛かり、損傷させた。

３　決定年月日　令和６年８月２０日

４　和解の内容　区は、相手方に対し、５に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

５　損害賠償額　８，９６５円